

おくやみ  
ハンドブック

鎌ヶ谷市

**【 おくやみ手続きナビ利用案内 】**

スマートフォンやPCで簡単な質問に答えるだけで必要な  
手続きが確認できるおくやみ手続きナビもぜひご利用ください  
URL : <https://www.okuyaminavi.net/municipalities/12224>



## ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

鎌ヶ谷市では、

ご遺族の方が届出等をしなければならない役所関係の手続きと、

一般的な役所以外の手続きについて、

パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このパンフレットが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

鎌ヶ谷市役所 電話 047-445-1141(代表)

## もくじ

1.	死亡届について	p.5
2.	障がい福祉の手続きについて	p.7
3.	年金の手続きについて	p.7
4.	介護保険の手続きについて	p.8
5.	高齢者福祉の手続きについて	p.9
6.	葬祭費について	p.9
7.	国民健康保険の世帯主変更について	p.10
8.	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の還付等及び高額療養費の支給申請について	p.10
9.	亡くなられた方に児童がいる場合及び児童が亡くなられた場合	p.11
10.	税の手続きについて	p.11
11.	亡くなられた方が市営住宅に入居していた場合	p.13
12.	亡くなられた方のご自宅のトイレが汲み取りの場合（浄化槽は除く）	p.14
13.	亡くなられた方がふれあい収集（ごみの戸別収集）を利用していた場合	p.14
14.	庁舎案内図	p.15
15.	お問い合わせ窓口一覧	p.17
16.	その他の主な手続き／チェックリスト	p.19

## おくやみ手続きナビについて

「おくやみ手続きナビ」とは、死亡届出後に、数多くある手続きの中から、鎌ヶ谷市で行う必要がある手続きを、簡単な質問に答えていくだけで抽出し、手続き場所や必要書類などを確認することができる WEB サービスです。

### ご利用方法

#### ▶スマートフォンからのご利用

- ① 下記の二次元コードを読み取り、画面を表示する。



おくやみ手続きナビ（鎌ヶ谷市）二次元コード



- ② 「案内をはじめる」ボタンを押し、亡くなった方に関する質問に答える。  
※答えがわからない場合は、「わからない」を選択してください。
- ③ 質問が終わると、「あなたに該当する手続き」が表示されます。
- ④ 表示された手続き名を押すと、各手続きに関する詳細な情報（手続きできる人、持ち物、手続き場所等）を確認することができます。

#### ▶パソコンからのご利用

- ① 下記の URL からアクセスしてください。

URL : <https://www.okuyaminavi.net/municipalities/12224>

※検索サイトから「全国自治体おくやみ手続きナビ」のワードで検索した場合は、「自治体名」から鎌ヶ谷市を選択してください。

- ② 画面が表示された後の利用方法は、スマートフォンからの②～④と同様です。

## チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。

「はい」に✓点がついた項目は、該当ページで確認してください。

	確認事項(故人について)	チェック	該当 ページ
住民票	故人を含め同世帯に15歳以上の方が3名以上でしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.6
障がい 福祉社	障害者手帳をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.7
年金	国民年金、厚生年金等を受給または、加入していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
介護 保険	65歳以上の方でしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.8 ～ p.10
	40～64歳で要介護認定を受けていましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
高齢者 福祉社	緊急通報システムを利用(設置)していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	紙おむつの給付を受けていましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
健康 保険	国民健康保険に加入していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	後期高齢者医療制度に加入していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
子育て	子ども医療費助成受給券をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.11
	児童手当を受けているご家庭でしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	ひとり親家庭等医療費等助成受給券をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
税金	市・県民・森林環境税(住民税)が課税されていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.11 ～ p.12
	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	市内に固定資産(土地・建物)をお持ちでしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
その他	市営住宅に入居していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.13
	トイレは汲み取りトイレでしたか？(浄化槽は除く)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.14
	ふれあい収集(ごみの戸別収集)をご利用されていましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	会社員でしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.19
	個人事業主でしたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.20
	公共下水道を使用していましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.26

## 身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3 カ 月 以 内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○葬儀・法要の連絡・調整</li> <li>○通夜・葬儀・告別式</li> <li>○初七日</li> <li>○四十九日</li> <li>○納骨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡届など</li> <li>○健康保険・世帯主変更</li> <li>○年金関係の手続き</li> <li>○公共料金などの手続き (26 ページ参照)</li> <li>○遺言書の調査・遺言書の 検認</li> <li>○相続人の調査・確定</li> <li>○相続財産の調査</li> <li>○相続放棄・限定承認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(21、22 ページ参照)</li> </ul>
4 カ 月 以 内			<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得税の準確定申告 (22 ページ参照)</li> </ul>
10 カ 月 以 内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺産分割協議 (21 ページ参照)</li> <li>○払戻・解約・名義変更など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続税の申告・納付 (22 ページ参照)</li> <li>○相続税の延納・物納の申請</li> </ul>
1 年 以 内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一周忌</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺留分侵害額請求</li> </ul>	

鎌ヶ谷市で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

〈次ページ〉 必要な手続きの詳細について

〈17 ページ〉 必要な手続きの窓口一覧

〈19 ページ〉 鎌ヶ谷市以外で必要な手続きの窓口一覧

## ◇死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。  
戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

## ◇火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

## ◇届出地

死亡者の本籍地、届出人の所在地、  
亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

## ◇届出人

- ・親族
- ・同居者
- ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人・公設所の長
- ・成年後見人・保佐人・補助人  
(登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)
- ・任意後見人・任意後見受任者

## ◇必要なもの

- ・死亡届(右半面の死亡診断書または死体検案書に、医師による証明のあるもの) | 通
- ・印鑑(任意)

## ◇鎌ヶ谷市に届出を提出する場合は

【平日(8:30~17:00)】

市役所1階 市民課

【夜間及び休日】

市役所地下守衛室

なお、地下守衛室で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に添付書類の確認等で来庁をお願いすることがあります。

### ◇死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

本籍が鎌ヶ谷市の場合、戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります（土日祝日を除く）

- ・鎌ヶ谷市に届出を出した場合→おおむね7日
- ・鎌ヶ谷市以外に届出を出した場合→鎌ヶ谷市に通知が届いた日からおおむね7日

※大型連休中、年末年始に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※本籍地が他市町村の場合は、本籍地にお問い合わせください。

※なお、相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

住民票について ※亡くなられた方の住民登録が鎌ヶ谷市にある場合

14日以内

### ◇世帯主変更届

死亡届が提出されると届出を受理した役所から、本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。

ただし、世帯主が亡くなられ、同世帯に15歳以上の人が2人以上いる場合は、世帯主変更の手続きが必要となる場合があります。

- ・届出できる方……亡くなられた方と同世帯の方

### ◇印鑑登録されている方が死亡したとき

亡くなられた方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。

同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、手続きは不要です。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

死亡届 市民課 戸籍係 (047-445-1187)

世帯主変更 記録管理係 (047-445-1177)

印鑑登録に関すること 窓口係 (047-445-1195)

市役所 1階

## 2. 障がい福祉の手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きを行っていただく必要があります。

その他、亡くなられた方が重度心身障がい者(児)医療費助成受給券など、障がいに関するお手続きをされていた場合は、所定の手続きが必要となる場合がありますので、お問い合わせください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

**障がい福祉課(047-445-1305)**

**総合福祉保健センター 2階**

## 3. 年金の手続きについて

### ◇年金受給者が死亡したとき

亡くなられた方が年金受給者の場合、年金事務所へ年金受給権者死亡届を提出していただく必要があります。

また、未支給年金(※1)や遺族年金等(※2)の請求手続きが必要になることがあります。

MEMO

#### ◇国民年金、厚生年金等に加入中の方が死亡したとき

国民年金、厚生年金等に加入中の方が亡くなられた場合、死亡一時金(※3)や遺族年金等の請求手続きが必要になることがあります。

※1 未支給年金 年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができる

※2 遺族年金 国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が、亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金

※3 死亡一時金 国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間が36月以上ある方が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けないままに亡くなったとき、その遺族に支給される一時金

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

**保険年金課 国民年金係(047-445-1209)**  
**市川年金事務所 お客様相談室 ☎047-704-1177**

※手続きは原則お近くの年金事務所や各共済組合となります。

※遺族厚生年金の請求手続きについては、市川年金事務所にお問い合わせください。

#### 4. 介護保険の手続きについて

鎌ヶ谷市の介護保険の被保険者(65歳以上の方等)が亡くなられたときは、介護保険被保険者証等をご返却ください。また、介護保険料の精算や、高額介護サービス費等の手続き等が必要な場合がありますので、相続人で遺族の代表の方の口座番号のわかるもの(通帳等)をお持ちください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

**高齢者支援課 介護保険係(047-445-1380)**  
**総合福祉保健センター2階**

## 5. 高齢者福祉の手続きについて

緊急通報システムを利用(設置)していた方が亡くなられたときは、利用中止・撤去の手続きが必要です。後日業者が装置を撤去するため、立会いが可能な方をお知らせください。

その他、紙おむつの給付や給食サービスを利用していた場合などは、利用中止のご連絡が必要になりますので、お問い合わせください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。  
**高齢者支援課 高齢者福祉係(047-445-1375)**  
**総合福祉保健センター2階**

## 6. 葬祭費について

「鎌ヶ谷市の国民健康保険に加入されていた方」及び「後期高齢者医療制度に加入されていた方」が亡くなられたときは、喪主の方に対して50,000円が支給されます。

### ◇申請に必要なもの

1. 亡くなった方の資格確認書等(既に返却された場合は不要です。)
  2. 喪主の印鑑
  3. 葬祭を行ったことが確認できるもの(葬祭費用の領収書、会葬礼状等)
  4. 喪主の振込先口座がわかるもの(預金通帳等)
  5. 来庁者の本人確認書類
  6. 喪主の本人確認書類(亡くなった方と世帯が別の場合)
- ※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。(請求権の時効)

ご不明な点は下記までお問い合わせください。  
**国民健康保険**  
**保険年金課 国民健康保険係 (047-445-1204)**  
**後期高齢者医療制度**  
**(75歳以上の方及び65歳から74歳までの広域連合から障害認定を受けた方)**  
**保険年金課 後期高齢者医療係 (047-445-1207)**

## 7. 国民健康保険の世帯主変更について

亡くなられた方が世帯主だった場合、世帯主の変更に伴い料金の精算が発生します。  
また、世帯主の変更に伴い、同一世帯の方の資格確認書等も変更となります。

## 8. 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の還付等及び高額療養費の支給申請について

保険料の納付状況や医療機関の受診状況によって、お手続きが必要な場合があります。  
※該当がある場合は、市から文書でお知らせします。

### ◇国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料

亡くなられた方の保険料を月割りで再算定し、通知します。

納入すべき保険料に不足がある場合には納付書を、過誤納金がある場合は還付に関する書類を送付しますので、お手続きをお願いします。

### ◇高額療養費

#### 【国民健康保険】

国民健康保険に加入されている被保険者がお亡くなりになった後、高額療養費の支給がある場合は、申請書類を送付しますので、お手続きをお願いします。

単独世帯で国民健康保険に加入している被保険者がお亡くなりになった場合は、申請書類に同封されている申立書をご記入いただければ、申し立て申請することができます。

#### 【後期高齢者医療制度】

後期高齢者医療制度に加入されている被保険者がお亡くなりになった後、高額療養費の支給がある場合は、高額療養費支給申請書類を送付しますので、お手続きをお願いします。

### ◇送付先変更の手続き

ひとり暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれがある方は、送付先変更の届出をお願いします。

※国民健康保険では、申請者の顔写真付き本人確認書類が必要となります。

また、申請者と送付先が異なる場合は、送付先となる方の委任状が必要となります。

(双方の本人確認書類が必要)

※後期高齢者医療制度では、送付先となる方の顔写真付き本人確認書類が必要となります。

## 9. 亡くなられた方に児童がいる場合及び児童が亡くなられた場合

お子様に関する手当を受けている方及びお子様が亡くなられたときは、変更などの手続きが必要になりますので、下記担当へお問い合わせください。また、18歳以下のお子様を養育されている方(父または母等)が亡くなられたときに、ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象となる場合があります。該当の有無について、お早めに下記担当へお問い合わせください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

**こども支援課(047-445-1325)**

**総合福祉保健センター2階**

## 10. 税の手続きについて

### ◆市民税・県民税・森林環境税(住民税)

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承され、住民税の納税通知書が送付されます。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

**課税課 市民税係(047-445-1094)**

**市役所2階**

所得税・相続税についてのお問い合わせは

**松戸税務署**

**松戸市小根本53-3 ☎047-363-1171**

◇固定資産税・都市計画税

市内に固定資産を所有されている方が亡くなられた場合、現所有者(相続人等)は、鎌ヶ谷市税条例に基づき、現所有者申告書(相続人代表者指定届)の提出が必要です。また、令和6年4月1日から相続登記が義務化されましたのでご注意ください。

課税課

市役所2階

土地係 047-445-1104

家屋係 047-445-1105

相続登記についてのお問い合わせは

千葉地方法務局市川支局

市川市大野町4-2156-1 047-339-7701

◇軽自動車税

バイク・軽自動車等を所有されている方が亡くなられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。バイク・軽自動車等の車種ごとに窓口が異なりますので、詳しくは、下記にお問い合わせください。

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車

課税課 市民税係(047-445-1096)

市役所2階

125ccを超えるバイク

関東運輸局千葉運輸支局習志野自動車検査登録事務所

(050-5540-2024)

三輪・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会千葉事務所 習志野支所

(050-3816-3115)

## 11. 亡くなられた方が市営住宅に入居していた場合

### ◇市営住宅入居者が死亡したとき

亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、建築住宅課へお問い合わせください。

### ◇必要な手続き

どなたが亡くなられたかにより、手続きが異なります。

- (1) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合  
……名義を引き継ぐ手続き(入居承継申請)※
- (2) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいない場合  
……住宅を明渡す手続き
- (3) 入居名義人の方以外が亡くなった場合  
……異動の手続き

※入居承継申請については、承継できない場合があります。  
承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

**建築住宅課(047-445-1472)**

**市役所4階**

MEMO

## 12. 亡くなられた方のご自宅のトイレが汲み取りの場合（浄化槽は除く）

亡くなられた方のご自宅のトイレが汲み取りの場合、人数の変更や使用者の名義変更等の異動の手続きが必要となる場合があります。詳細については、クリーン推進課へお問い合わせください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。  
**クリーン推進課 計画管理係(047-445-1222)**  
市役所1階

## 13. 亡くなられた方がふれあい収集（ごみの戸別収集）を利用していた場合

亡くなられた方が、ふれあい収集（ごみの戸別収集）を利用していた場合、利用終了などの異動の手続きが必要です。詳細については、クリーン推進課へお問い合わせください。

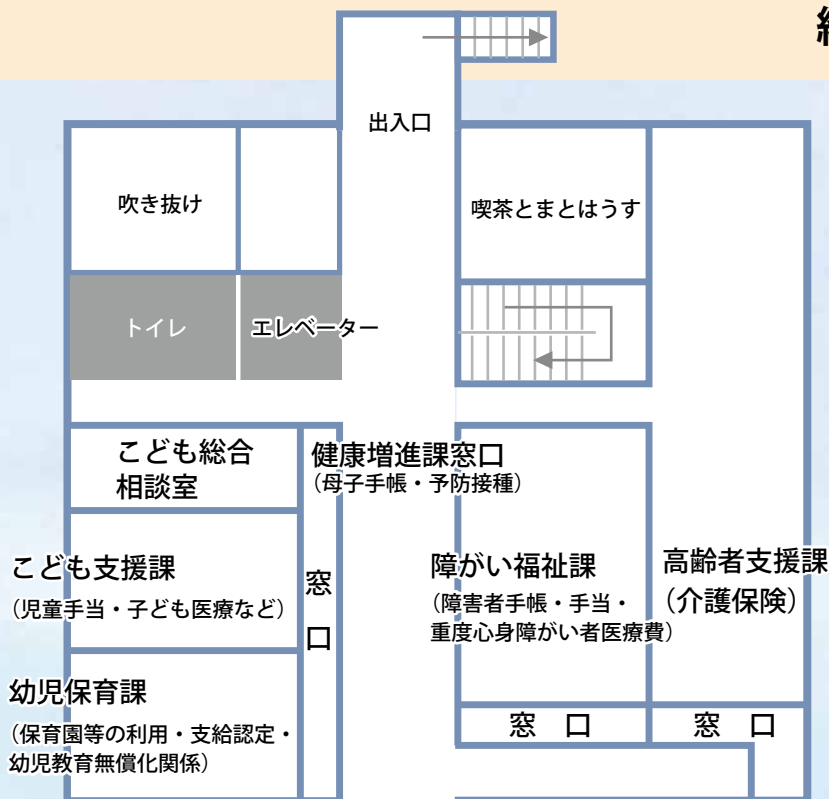
ご不明な点は下記までお問い合わせください。  
**クリーン推進課 業務係(047-445-1223)**  
市役所1階

MEMO

## 14. 庁舎案内図

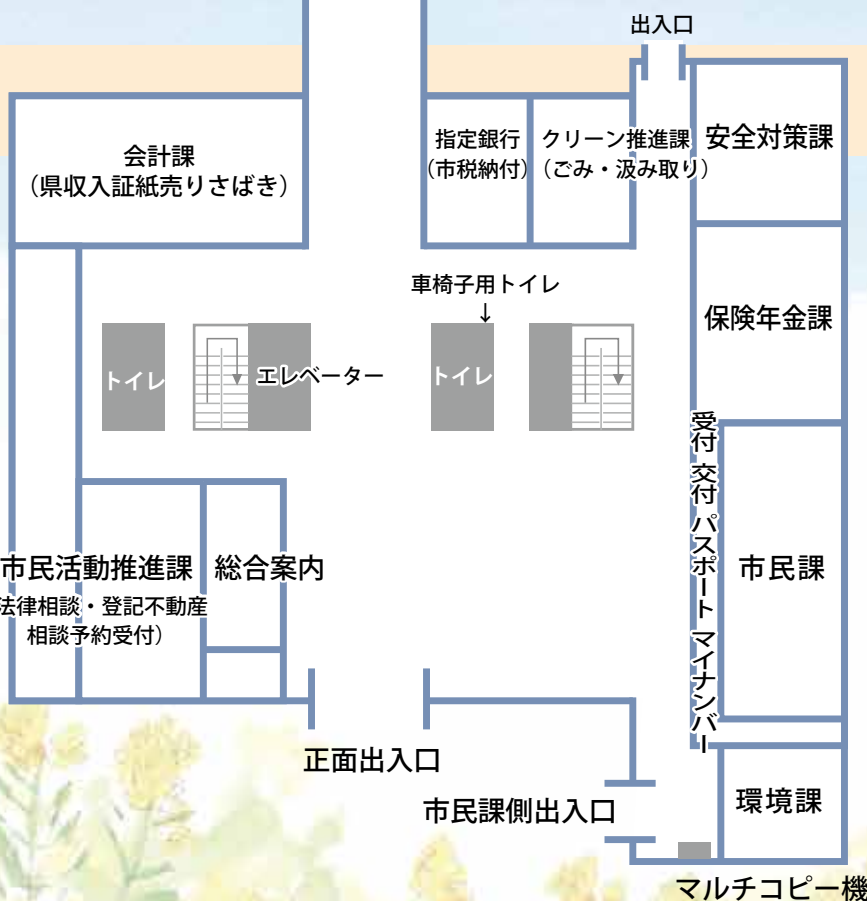
### 総合福祉保健センター 2階

- 健康増進課 \_\_\_\_\_ 1階
- 社会福祉課 \_\_\_\_\_ 4階
- 習志野保健所連絡所 \_\_\_\_\_ 4階
- 大会議室 \_\_\_\_\_ 6階



### 市役所本庁舎 1階

- 課税課・収税課 \_\_\_\_\_ 2階
- 下水道課・建築住宅課 \_\_\_\_\_ 4階
- 学校教育課 \_\_\_\_\_ 5階



# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

## 15. お問い合わせ窓口一覧

該当される項目のある方は

担当課に確認の上、必要手続きがある場合は速やかに手続きをしてください。

項目	担当課	担当係	死亡のときの手続きの内容	該当有無	完了
国民健康保険	保険年金課 (市役所1階)	国民健康保険係 445-1204	資格確認書等を返却してください。 葬祭を行った後に喪主の方が葬祭費の手続きをしてください。 ★手続きに必要なもの等はP.9「6. 葬祭費について」をご確認ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
国民年金、厚生年金等に加入中の方・年金をもらっていない方		国民年金係 445-1209	死亡一時金等の手続きが必要な場合があります。お問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
年金をもらっている方 (老齢・障害・遺族年金) ★共済年金は共済組合に、恩給は恩給局に確認してください。		日本年金機構 市川年金事務所 047-704-1177	死亡届・未支給・遺族年金請求等の手続きが必要な場合があります。お問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
後期高齢者医療制度		後期高齢者医療係 445-1207	資格確認書等を返却してください。 葬祭を行った後に喪主の方が葬祭費の手続きをしてください。 ★手続きに必要なもの等はP.9「6. 葬祭費について」をご確認ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
子ども医療費助成	こども支援課 (総合福祉保健センター2階)	給付係 445-1325	受給券の返却・保護者変更等の手続きが必要になる場合があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ひとり親家庭等医療費等助成			受給者や児童が死亡した場合は、資格喪失等の手続きが必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
児童手当			消滅届等の提出が必要です。 (公務員は勤務先での手続きになります。) ※今後児童を養育する方が手当を受給するために、受給者が亡くなられた翌日から15日以内に新たに申請が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
児童扶養手当			受給者や児童が死亡した場合は、資格喪失等の手続きが必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他児童の関係で手当や医療費の助成を受けている方			資格喪失等の手続きが必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
子どもの父または母等が死亡し、ひとり親家庭になった方			児童扶養手当等(所得制限あり)のご案内をいたします。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護保険の保険証をお持ちの方			高齢者支援課 (総合福祉保健センター2階)	介護保険係 445-1380	介護保険証を返却してください。
介護保険の認定を受けている方	介護保険証を返却してください。	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>
緊急通報システムを利用している方	高齢者福祉係 445-1375	利用中止の手続き・撤去が必要です。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
紙おむつの給付を受けている方		利用中止のご連絡が必要です。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項 目	担当課	担当係	死亡のときの手続きの内容	該当 有無	完了
障害者手帳	障がい福祉課 (総合福祉保健 センター2階)	庶務係 445-1305	手帳の返還が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
難病患者援助金			受給資格消滅届が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
障がい関係の手当や重度心身 障がい者医療費の助成を受け ている方			受給資格消滅届が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自立支援医療受給者証			受給者証の返還が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
犬の登録	環境課 (市役所1階)	環境保全係 445-1229	飼い主の死亡のとき 犬の登録事項変更の手続きが必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
原動機付自転車(125cc以下)・ 小型特殊自動車	課税課 (市役所2階)	市民税係 445-1096	廃車または名義変更の手続きが必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
鎌ヶ谷市に固定資産のある方、 住民税が課税されている方		市民税係 (445-1094) 土地係 (445-1104) 家屋係 (445-1105)	納税通知書等の受領者についての手続き が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
市税を口座振替にされている方	収税課 (市役所2階)	管理係 445-1110	納付義務者や口座名義人が死亡した場合 に、口座振替の廃止または変更の手続き が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
市営住宅に入居されている (いた)方	建築住宅課 (市役所4階)	住宅係 445-1472	名義人以外の死亡 →異動関係の手続きが必要です。 名義人の死亡 →承継あるいは退去関係の手続きが 必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
長期優良住宅の認定を 受けていた方			当該住宅を相続した方は 地位の承継の手続きが必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
トイレがくみ取りの方 (浄化槽は除く)	クリーン推進課 (市役所1階)	計画管理係 445-1222	人数の変更や使用者の名義変更等の 届出が必要になります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ふれあい収集(ごみの戸別収 集)を利用されている方		業務係 445-1223	人数の変更や利用者の名義変更の届出 または、利用終了の届出が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農地を相続された方	農業委員会事務局 (市役所2階)	445-1542	相続により農地の権利を取得した場合 には届出が必要になります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## 16. その他の主な手続き

### ◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険資格確認書等やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		故人の被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
未支給年金、 遺族厚生年金の請求	5年以内 ※死亡一時金の請求 手続きの場合は2 年以内となります。	〈必要なもの〉 請求者のマイナンバーカード、故人の年金手帳 (または年金証書)、戸籍謄本、死亡診断書の コピー、請求者名義の振込先預(貯)金通帳  〈手続先〉 日本年金機構年金事務所または街角の年金相 談センター

◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。  
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1カ月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取り やめようとする年の 翌年3月15日まで	

◇その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」とお申し出ください。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態的家庭裁判所の検認が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所の「名寄帳」で知ることができます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

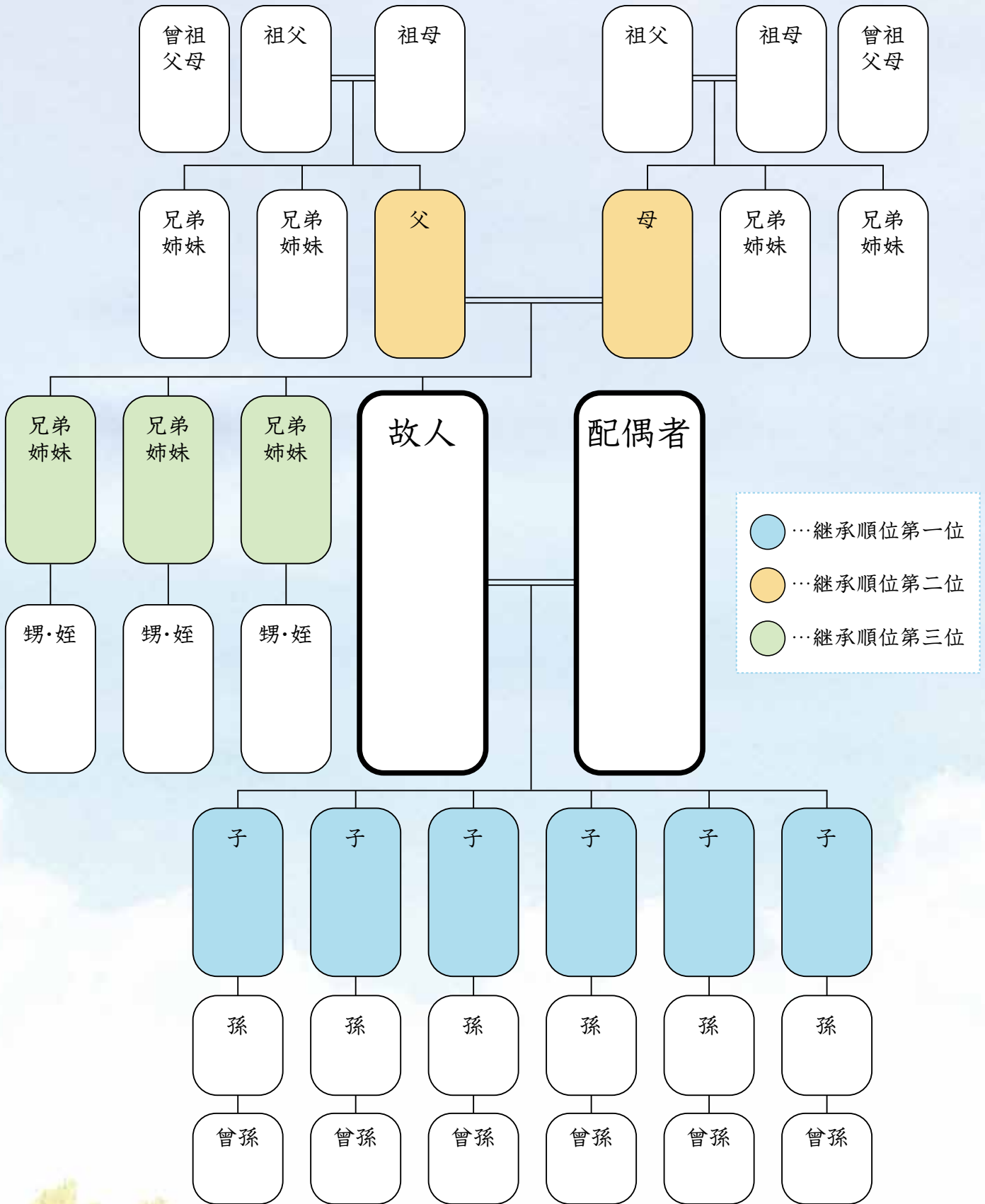
	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続登記	3年以内	相続により不動産の所有権を取得した方は、相続の開始及び所有権取得を知った日から3年以内に相続登記をする必要があります。令和6年4月1日から義務化されましたのでご注意ください。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。 ＜手続先＞家庭裁判所
<input checked="" type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。 ＜手続先＞税務署
<input checked="" type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝3,000万円 ＋(600万円×法定相続人の数)

該当される項目のある方は

連絡先に確認の上、必要手続きがある場合は速やかに手続きをしてください。

項目	連絡先	死亡のときの手続きの内容	該当有無	完了
金融機関預金手続き、保険請求手続き、相続税申告、相続登記等	千葉地方法務局 市川支局  電話 047-339-7701	便利な「法定相続情報証明制度」をご利用ください。各種相続手続きで必要な戸籍謄本一式の提出の省略が可能となる制度です。(ただし、一部利用できない機関もあります。)。  法務局ホームページをご覧になるか最寄りの法務局または専門家(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)へお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

◇ご遺族メモ / 家系図 (3親等内の親族)

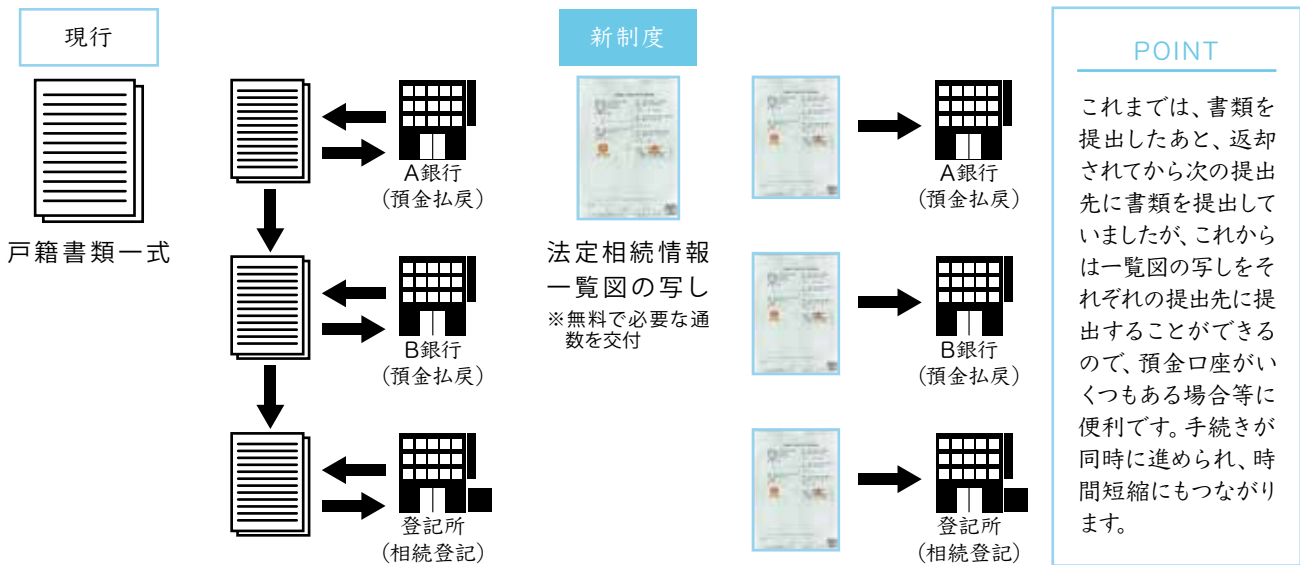


## 法定相続情報証明制度について

平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。※1

※1 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

### 制度の概要



### 手続きの流れ

#### ① 必要書類の収集

市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。

#### ② 法定相続情報一覧図の作成

被相続人（亡くなられた方）及び戸籍の記載から判明する法定相続人を一覧にした図を作成します。所定の申出書に必要な事項を記入し①②の書類を添付して登記所へ申出をします。

#### ③ 申出書を記入し登記所へ申出

認証文付き法定相続情報一覧図の写しが交付され、戸籍謄本等が返却されます。



#### POINT

時間がない場合や、必要な戸籍、書類が遠方にある場合など、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は専門家※2に依頼することも可能です。

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度に関する  
詳しい手続きはこちら！

法務局ホームページ

検索

千葉地方法務局  
<http://houmukyoku.moj.go.jp/>

◇ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

◇少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
<input checked="" type="checkbox"/>	運転免許証返納	早めに	鎌ヶ谷警察署 047-444-0110	運転免許証 死亡が確認できるもの
<input checked="" type="checkbox"/>	パスポート返納		鎌ヶ谷市役所 市民課	パスポート 名義人の死亡が確認できるもの 届出人の身分証明書
<input checked="" type="checkbox"/>	電気料金の名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも手続き可能
<input checked="" type="checkbox"/>	ガス料金の名義変更・解約		各事業所	
<input checked="" type="checkbox"/>	水道・下水道料金の 名義変更・解約 井戸の使用人数変更		県水お客様センター 0570-001245 または 043-310-0321	
<input checked="" type="checkbox"/>	NHKの名義変更・解約		電話 0120-15-1515 インターネット	
<input checked="" type="checkbox"/>	携帯電話解約		各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書等
<input checked="" type="checkbox"/>	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞定期購読物 オンラインサービスなど
<input checked="" type="checkbox"/>	クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より必要書類を取り寄せる
<input checked="" type="checkbox"/>	軽自動車		■廃車・名義変更等 軽自動車検査協会 千葉事務所習志野支所 050-3816-3115	
<input checked="" type="checkbox"/>	普通自動車	■税金に関する手続き 松戸県税事務所 047-361-2112 ■廃車・名義変更等 関東運輸局千葉運輸支局 習志野自動車検査登録事務所 050-5540-2024		
<input checked="" type="checkbox"/>	バイク(125cc超)	■廃車・名義変更等 関東運輸局千葉運輸支局 習志野自動車検査登録事務所 050-5540-2024		

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

## 広告事業者一覧

相続 あしたば司法書士・行政書士事務所

相続 税理士法人原会計事務所

相続 司法書士・行政書士事務所ブライト

持ち物の整理 遺品あんしん整理のDAYS

持ち物の整理 株式会社エンデント

相続 税理士法人JPコンサルタンツ

葬儀 株式会社石和石材

終活全般 株式会社鎌倉新書

相続 リバティ税理士法人

相続 司法書士船橋駅前事務所



# 鎌ヶ谷で相続手続きにお困りの方

不動産や預貯金などの名義変更、相続放棄

面倒な手続きはすべてお任せください



何から始めたら良いの？

どこまで任せられるの？

手続きが複雑そうで面倒・・・

相続登記ってしないといけないの？



突然訪れる様々なお悩みにご遺族に寄り添って、親身にご対応いたします

鎌ヶ谷市役所  
近く

女性  
司法書士が  
すべて対応

他士業  
との  
スムーズな  
連携

初回面談  
無料

お気軽にお電話ください



司法書士  
行政書士 浦本みずき  
所属会：千葉司法書士会  
千葉県行政書士会

あしたば司法書士・行政書士事務所

TEL:047-707-2912

受付時間：9:00～18:00（※時間外対応可）

定休日：土日祝日（※休日対応可）

千葉県鎌ヶ谷市南初富4丁目17番50-5号

URL：<https://www.ashitaba-legal.com/>





何から手をつければいいのか分からない 調べれば調べるほど不安になる

「不安な相続」を「安心の相続」に

◀ 私たちがサポートいたします! ▶

# 税理士法人 原会計事務所 原行政書士事務所

お客様のご不安に寄り添うべく、  
私たちは事務所を運営してまいりました。  
どんな些細なことでも、まずはご相談ください。

「安心の相続」を、  
私たちがお助けいたします。



### 相続に関するお悩み 1

相続手続きについて、  
何から始めれば  
いいですか？

相続に関する手続きは、非常に多岐にわたります。まずは、**専門家にご相談いただくことからお勧めしております。**相続手続きにはスピードが要され、早いものは相続発生から3か月以内に始めなければならないものも。**必要なことを全て把握している専門家にご相談いただければ、安心です。**

### 相続に関するお悩み 2

相続税の申告は  
自分でできますか？

まず、**本当に申告が必要かどうか、適切な判断が必要です。**申告が必要な場合も**相続税の申告はかなり難しく、工程はとても複雑です。**分割の仕方で節税できないことが多いです。相続税に関して頭を抱えてしまう前に、**専門家にお任せください。**

### 相続に関するお悩み 3

親族間で、  
もめそうな気が  
しています...

当事務所には、**相続専門の税理士が在籍しており、遺産分割協議がうまくまとまるように、税務面から助言を行います。****無用な争いを避け、落ち着いた話し合いをするためにも、適切な助言ができる専門家にご相談ください。**遺産分割協議書の作成も可能です。

**無料相談**

実施しております

プライバシー厳守

ご相談のお問合せはこちらまで **営業時間** 月～金 9:00～17:30 **休休日** 土・日曜日、祝祭日  
代表：原 俊（東京税理士会所属）

**047-333-6666**

税理士法人 原会計事務所 本社

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-13-1  
TEL .03-3552-5500(代表)  
FAX .03-3552-5400

安藤会計支社

〒273-0002 千葉県船橋市東船橋5-3-3  
TEL .047-424-5566  
FAX .047-424-5744

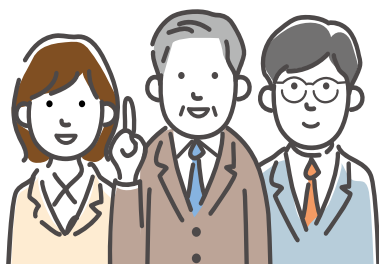
税理士法人 原会計事務所 市川支社  
原行政書士事務所(併設)

〒272-0815 千葉県市川市北方1-16-6  
(市川税務署前)  
TEL .047-333-6666(代表)  
FAX .047-333-8811

相続相談カフェsosoca

千葉県市川市北方1-16-6  
TEL.047-333-3344

**月** 10:00～17:00 **火～金** 9:00～17:00



お気軽にご相談いただけるように、市川市には相続相談カフェもございます！  
もちろん、本社事務所にもお気軽にお越しください。



司法書士・行政書士事務所  
ブライト

相談無料

地元出身  
の安心感

鎌ヶ谷出身の相続専門家

相続の

お悩みはございませんか!?

よくあるお悩み

解決策

✓ 処分に困る不動産がある

全国規模の不動産会社と提携  
遠方の土地も売却!!

✓ 相続税がかかるのか心配

相続税専門の税理士と提携  
当事務所に招くことも!!

✓ 平日に手続をする時間がない

ずっと土日にも手続可能  
お仕事への影響が軽い!!

✓ 専門家の事務所は入りにくい

入しやすい外観で駐車場が隣  
来所のストレスなし!!



司法書士 行政書士  
坂本忠博 (鎌ヶ谷出身)



無料相談を実施!



駐車が隣に!



角地で見つかる!

不動産相続 預貯金相続 相続放棄 贈与・売買 遺言作成



司法書士・行政書士事務所ブライト  
鎌ヶ谷市東初富6-2-1  
千葉司法書士会、千葉県行政書士会所属

平日 9~18時  
土曜 10~17時  
日祝 事前予約



TEL 047-443-2487

ホームページはこちらで↓  
司法書士 ブライト 鎌ヶ谷

遺品整理・お片付けでお困りではないですか？

遺品整理・特殊清掃 不用品回収 出張買取

遺品整理のプロ  
遺品あんしん整理に  
全てお任せください!!

ご相談  
**無料**  
お見積り

業界  
**最安値級保証**

年中無休  
**365日対応**

お客様満足度  
**95%以上**  
※自社アンケート調べ

関東全域1都6県対応

あんしんの遺品整理士在籍

一社で  
全て完結

整理整頓・片付け清掃  
不用品回収  
その場で高価買取  
遺品の供養・特殊清掃

遺品整理  
業界最安値級  
※1kタイプ・作業人数1名の場合

**28,000円** (税込) ~

遺品あんしん整理が選ばれる5つの安心

- 安心1. お見積り後の追加費用一切なし
- 安心2. 特殊清掃も業界最安値級を保証
- 安心3. 365日、即日スピード対応可能
- 安心4. 不要品1個から回収OK
- 安心5. 貴重品から不動産まで一括買取

間取り	作業時間(目安)	作業人数	費用
1K	1~2時間	1名の場合	28,000円 (税込) ~
1DK	2~3時間	1名の場合	48,000円 (税込) ~
1LDK	2~3時間	1名の場合	68,000円 (税込) ~
2DK	2~4時間	1名の場合	88,000円 (税込) ~
2LDK	3~5時間	1名の場合	118,000円 (税込) ~
3DK	4~6時間	2名の場合	148,000円 (税込) ~
3LDK	4~6時間	2名の場合	168,000円 (税込) ~
4LDK以上	5~7時間	2名の場合	220,000円 (税込) ~

※現地確認をした上で詳しいお見積をお出し致します。

遺品整理の流れ



買取ができる商品があった場合は、費用からお値引きをさせていただきます!

LINEでのご相談も可能です! まずはお気軽にお問い合わせください!

遺品あんしん整理 無料見積 & 即日対応

**0120-357-664**

[公式HP] [公式LINE]

【営業時間】AM8:00~PM8:00 年中無休で営業中

運営会社: 株式会社 DAYS 〒278-0022 千葉県野田市山崎1188  
※一般廃棄物の収集運搬は、許可事業者にて提携して行っております。



割引クーポン!!  
**10%OFF** 遺品整理

# 遺品整理は「えんでんと」におまかせください。

心を込めて誠実な遺品整理をお約束します。

## 1K30,000円からの 安心価格でご対応!

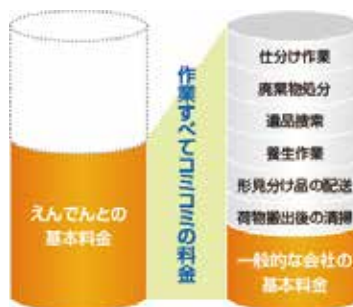
対応エリア 千葉・東京・埼玉・神奈川・茨城



基本料金	
間取り	基本料金(税込み) / 作業時間
1K	30000円～ 2時間～
1DK	49000円～ 2.5時間～
1LDK	68000円～ 3時間～
2DK	93000円～ 3.5時間～
2LDK	118000円～ 4時間～
3DK	143000円～ 5時間～
3LDK	168000円～ 5時間～
4DK	193000円～ 5時間～
4LDK	218000円～ 5時間～

## コミコミの料金体系

遺品整理に必要な作業が全て含まれております。  
「わかりやすい料金体系」と「明朝会計」を心がけています。  
価格一覧にある基本料金は概算の相場としてご参考いただき、  
詳細の金額についてはお問合せください。



### 1DK作業実績例

作業時間2.5時間  
費用67,000円



### 2LDK作業実績例

作業時間4時間  
費用180,000円



遺品整理 不用品回収

# えんでんと

<https://endent.co.jp/>

株式会社エindent

本社 千葉県市川市新井1-12-27

TEL:047-396-7778 FAX:047-396-7771

千葉北営業所 千葉県四街道市鹿放ヶ丘212-9

東京営業所 東京都中央区日本橋 2-2-3 リッシュビルUCF 4階



## 0800-111-7775

営業時間  
8:00~19:00  
(年中無休)

LINEで簡単に  
問い合わせ



ID @endent0

産業廃棄物収集運搬許可証 第01200198060(千葉県) 第13-00-198060(東京都)  
一般廃棄物収集運搬業の資格を保持している事業者と提携しております。

表記金額につきまして、全て税込価格となっております。  
古物商許可証 第441430000572(千葉公安委員会)

# 相続税・終活のこと

ひとりで悩まずに まずはご相談ください!

税理士 杉本



税理士 菊池

税理士 石川

代表税理士 佐藤

税理士 小北

顧問税理士 齋藤

## 相続コンシェルジュが 全力でサポートします!

ご自宅に  
訪問相談  
OK

他土業と連携  
ワンストップ  
サービス

相続税専門  
税理士  
多数在籍

地元で  
50年以上  
実務実績

相続対策  
遺産分割  
ご提案可能

初回面談はゆっくり1時間無料です!  
まずは無料相談にて費用の見積もりをいたします

### 相続が発生した方へ

- 相続税の申告
- 相続税の試算
- 遺産整理など



▶ 急な手続きでもご安心ください。

相続コンシェルジュが迅速・丁寧に対応します。

### 終活を始めたい方へ

- 相続税の試算
- 遺言書作成サポート
- 贈与税の申告など



▶ これからの安心と、ご家族のための対策を  
相続コンシェルジュがお手伝いします。

## 税理士法人JPコンサルタンツ

代表税理士：佐藤健一（千葉県税理士会所属）

☎ 047-308-5661

千葉県松戸市本町7-10 ちばぎん松戸ビル8階  
【JR・京成松戸線 松戸駅西口 徒歩3分】  
平日9:00～17:00（土日祝定休）



お問合せフォーム

この冊子を持ってきた方限定  
初回面談税金読本プレゼント実施中  
※数量限定につき、無くなり次第  
終了させていただきます。



# 鎌ヶ谷霊園



新鎌ヶ谷駅より車で4分

国道464号沿いでアクセス抜群!

鎌ヶ谷霊園 鎌ヶ谷市栗野809-1

☎ 0120-080-882

1.5㎡  
148.7万円  
(総額)



営業時間：9:00~17:00  
定休日：木曜日

運営元：株式会社石和石材(いしかずせきざい)  
許認可番号：船橋保健所許可番号12-3号



WEBでもっと  
詳しく確認!!



## いい相続

3つの質問に答えるだけで、  
あなたに必要な相続手続きがわかります!

診断結果と合わせて便利な相続手続きチェックリストを無料で進呈中 >>>



# 相続手続き 無料1分診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます。  
診断後は、相続に強い専門家との無料面談もご案内可能です。

簡単な3つの質問でわかる!

- 法定相続人の人数はわかりますか?
  - 該当する相続財産をお選びください  相続税の申告は必要ですか?
- ※質問の答えが不明な場合、不明・わからないを選択すれば手続きが確認できます。

相続手続き  
無料1分診断は  
こちらから!



いい相続 1分診断



▼ 診断後、専門相談員による無料相談も可能です! お気軽にお問い合わせください

通話料無料

☎ 0120-992-467

受付時間 平日9時-20時 / 土日祝9時-18時

運営元:株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階

# 相続税申告

は法律で期限があります



正確は期限4ヶ月

遺産分割?

相続財産?

郵送のみでも可!  
何度もご来訪の必要  
ありません!

**女性税理士が対応可!**

怖くない!丁寧で物腰し柔らかな女性税理士が対応可能です。

**完全個室で守秘義務徹底**

お客様の大切な情報が漏れないよう最大限努めております。

**明瞭会計! 無料事前お見積り**

後から別の名目等で手数料等を頂戴することがありません。

**税務申告実績 10,000 件以上**

地域密着約40年!地元での圧倒的実績でご愛顧頂いております。

**複数の税理士が税額計算!**

セカンドオピニオンを依頼しなくても複数の専門家がチェックします。

**ワンストップ相続を実現!**

あちこち電話する必要なし! 弁護士・司法書士・宅建士等とも連携します。

24時間365日  
お問合せ



## 047-368-4551

最近の税制改正で申告義務のある方が増加して  
います。**相続財産が3,600万円を超えそうな方・  
分からない方**、遠慮なくご相談ください。

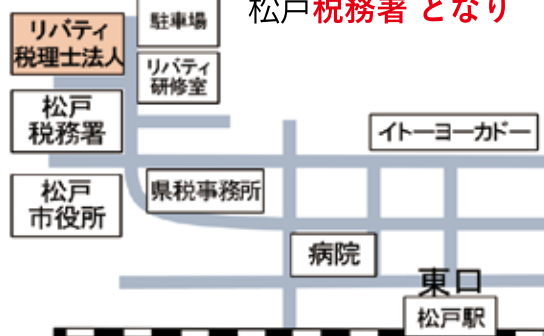


**リバティ税理士法人**

千葉県税理士会 代表: 柴田 幸子

〒271-0073 千葉県松戸市小根本 78 につきビル 1F

松戸市役所 徒歩3分  
松戸税務署 となり



相続手続きは司法書士船橋駅前事務所へ  
 不動産の名義変更・売却、預金の解約、保険金請求、  
 相続税の申告等の面倒な相続手続きを専門家と提携し、  
 ワンストップサービスでご提供いたします。

## こんな相続のお悩みありませんか？

必要な書類が多くて  
集めている時間がない!

初めてのことで  
何から手をつけたら  
よいかわからない...

相続人が多いため  
話がまとまらない!

いつまでに  
手続きしたらいいか  
分からない

専門知識がなく、  
分からない

平日に休みが取れず  
手続きする時間がない

話したこともない  
相続人がいる

相続した実家を  
売却したい

名義変更? 銀行解約?  
保険請求?  
手続きが多く面倒だ

## 相続手続きをワンストップで これらの悩みを専門家がまとめて解決します!

### 船橋駅前事務所の強み

#### POINT

**1** **地域密着船橋駅のすぐ近く**

地域中心のターミナル駅である船橋駅より徒歩1分で、自宅・勤務先からのアクセスが楽! 夜7時まで営業しております。

**2** **出張相談対応可能**

ご来所が難しい方は、自宅へのお出張面談も可能です! お気軽にご相談ください。また、営業時間外、土日対応可能です。

**3** **ワンストップサービス**

弁護士、税理士、行政書士、不動産会社と連携しておりますのでワンストップにて対応可能です。相続・遺産承継の経験豊富な司法書士が対応致しますので、ご安心ください。

船橋駅から  
徒歩1分

## 司法書士 船橋駅前事務所

預金等の相続手続

不動産の名義変更

遺言

成年後見

債務整理

会社の登記



司法書士  
田中 美和  
千葉司法書士会所属

**出張相談・無料相談実施中** ※要予約 この機会に是非、ご相談下さい

(営業時間) 平日9:00~19:00 営業時間外、土日応相談

**0120-52-3751**

相続の際の必ず発生する不動産、預貯金などの面倒な名義変更はすべてお任せ下さい!!  
 相談は予約制ですので事前にお電話下さい。



〒273-0005 船橋市本町7-5-1 S・Tビル502号室  
<http://sincere-shihou.com/>

発行 鎌ヶ谷市市民課  
編集／制作 株式会社鎌倉新書  
発行年 2026年4月作成

